
令和4年大和町議会3月定例会議会議録

令和3年3月16日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税務課長兼徴 収 対 策 室 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子育て支 援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後3時55分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

予算委員会、大変ご苦労さまでございました。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番今野信一君及び6番犬飼克子さんを指名します。

日程第2「委員長報告」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、委員長報告。

本定例会議において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、令和4年度各種会計予算が審査されたところであります。

ここで、予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長今野信一君。

予算特別委員会委員長 (今野信一君)

報告いたします。

今定例会議において、去る3月3日、本予算特別委員会に審査を付託されました令和4年度一般会計予算及び7つの各種特別会計予算並びに下水道事業、水道事業会計予算については、予算特別委員会において各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁により、慎重に審査された結果、原案のとおり可決しましたので、ここにご報告申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

ただいま予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議においては質疑を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行います。

日程第3「議案第28号 令和4年度大和町一般会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第28号 令和4年度大和町一般会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第29号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
予算」

議長（高平聡雄君）

日程第4、議案第29号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第30号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第30号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第31号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第31号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第32号 令和4年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第7、議案第32号 令和4年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第33号 令和4年度大和町落合財産区特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第33号 令和4年度大和町落合財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第34号 令和4年度大和町奨学事業特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第9、議案第34号 令和4年度大和町奨学事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第35号 令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第10、議案第35号 令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第36号 令和4年度大和町下水道事業会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第11、議案第36号 令和4年度大和町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第37号 令和4年度大和町水道事業会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第37号 令和4年度大和町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第38号 大和町総合計画基本構想及び基本計画」

議長（高平聡雄君）

日程第13、議案第38号 大和町総合計画基本構想及び基本計画についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

それでは、引き続きましてご審議よろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは議案書77ページをお願いいたします。

議案第38号 大和町総合計画基本構想及び基本計画につきまして、ご説明を申し上げます。

大和町総合計画基本構想及び基本計画を別冊のとおり定めることにつきまして、大和町議会基本条例第8条第1号の規定によりまして、議会の議決を求めらるるものでございます。

それでは、議案第38号関係資料のご準備をお願いいたします。こちらの資料に基づきましてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明資料の表紙の次のページをお願いいたします。

1の計画の趣旨でございます。

本町は、令和5年度までを目標年次とする大和町第4次総合計画に基づきまして、「みやぎの中核都市・大和」の実現に向け、皆さんが誇りと愛着を持って住み続けられるまちづくりを進め、産業集積による人口増加や市街地の整備などにより飛躍的に

発展してまいりました。一方、既成市街地の活力の低下、地域人口の偏りといった課題が顕在化し、今後の町の発展のためには、産業のさらなる活性化や市街地のにぎわい創出などの施策を打ち出すとともに、大きく変化する社会的な潮流に的確に対応するため、計画期間を2年前倒ししまして大和町第5次総合計画基本構想及び基本計画を策定するものでございます。

次に、2のパブリックコメントの結果でございますが、今回、議決対象となります基本構想及び基本計画の策定に当たりましては、議会の皆様に機会を捉えご説明を申し上げてきたところではございますが、町民説明会終了後の令和3年12月24日から令和4年1月24日までの間でパブリックコメントを行い、14名の方から74件のご意見が提出され、産業の振興、にぎわい創出、福祉、子育て、教育など幅広いご意見をいただきました。いただいたご意見全てを総合計画の修正に反映してはおりませんが、今後の事業実施に当たりましては参考にさせていただくこととしております。

次に、3、大和町第5次総合計画につきましては、別冊の大和町第5次総合計画に基づきましてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

表紙をおめくりをお願いいたします。

こちらは総合計画の目次としまして構成を表したもので、第1編序論では第1章計画策定の背景から第4章まちづくりの課題を、第2編基本構想では第1章まちの将来像及び基本方針、第2章将来フレームを、第3編基本計画では施策の体系をお示するとともに、第1章から次ページの第2、第3章までを基本方針及び分野別施策ごとにお示しし、第4章では重点プロジェクト及びまち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして記載をいたしておるものでございます。

続きまして、資料別冊の2ページをお願いいたします。

第1編序論でございます。

第1章計画の策定の背景の1、計画の趣旨は冒頭でご説明をさせていただいたとおりでございます。

2、計画の位置づけと役割でございます。

本計画は、町の全ての計画の基本となり、皆様と行政が共に歩むまちづくりの方向性を示す長期的な町政運営の指針となる最上位計画でございます。

3、計画の策定の考え方でございます。

記載の4項目を重視し、策定をいたしたものでございます。

4ページをお願いいたします。

4、計画の構成及び期間でございます。

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成するものでございます。計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間でございます。その中で、基本計画及び実施計画の期間につきましては、中期的な視点による計画の見直し等を踏まえまして、令和4年度から5年間ごとに、前期計画、後期計画といたしたものでございます。

なお、本計画は大和町国土強靱化地域計画との整合を図り、さらに、基本計画及び実施計画につきましては、大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一元化し策定をいたしたものでございます。

5ページをお願いいたします。

5ページでは総合計画の構成を図でお示しをしておりますので、ご参照をいただきたいと存じます。

6ページの第2章本町を取り巻く現況でございます。

1、時代の潮流としまして7項目を、8ページからは、2、本町の特徴と現況としまして6項目につきまして記載をいたしておるものでございます。

資料10ページをお願いいたします。

第3章町民、関係者意見では、1、各種アンケート実施の概要及び2、アンケート調査結果の概略につきまして記載をいたしております。

13ページをお願いいたします。

第4章まちづくりの課題につきましては、6つの分野ごとに本町における課題を記載しておるものでございます。

以上が第1編、序論でございます。

続きまして、議決をいただきます部分となります第2編基本構想及び第3編基本計画につきまして、ご説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

第2編基本構想、第1章まちの将来像及び基本方針としまして、1のまちの将来像でございます。

本町は、七ツ森をはじめとする豊かな自然やいにしえから続く歴史や文化を育み、多くの人々が集い、暮らしが営まれ、近年では、自動車関連産業や高度電子機械産業など数多くの企業が立地し、町民の雇用の機会が創出されるなど大きく発展してまいりました。今後も持続的に発展していくために、産業集積の推進と農林漁業や商業などの振興、福祉の向上、教育の充実などを図り、「大和町に行ってみたい、住んでみたい、住み続けたい、大和町に企業の拠点を構えてみたい」と思われるまちづくりを未来へ向け一層進め、町民一人一人が幸せを実感し、生き生きと暮らすことができ、

元気とにぎわいが町全体にあふれていくことを目指し、町の将来像を「七ツ森の輝く緑、元気なくらしが広がる大和町～しあわせめぐるまち たいわ～」とするものでございます。

19ページをお願いいたします。

まちづくりの基本方針でございます。

将来像の実現に向け、まちづくりの基本方針を以下の3つの部門ごとに定めるもので、産業・自然・環境部門につきましては、豊かな自然を生かし、人と人をつなぐにぎわいのまちづくりを、子育て・保健福祉・教育部門につきましては、一人一人が健やかに育ち暮らせるまちづくりを、防災・定住・協働部門につきましては、みんなでつくる安全に住み続けられるまちづくりとするものでございます。

各基本方針の取組等につきましては、20ページから22ページに記載をしておりますのでございます。

23ページをお願いいたします。

第2章将来フレームでございます。

1、目標とする将来人口でございます。本町の本計画最終年次の目標年次につきまして、お示しをしたものでございます。

本計画では、大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンと整合を図りますとともに、将来の目標人口算出の考え方にお示ししております①から③の考え方をうまいまして、24ページをお願いいたします。本計画最終2次で年次でございます令和13年度の目標人口を3万人と設定いたしましたものでございます。

以上が、大和町第5次総合計画基本構想でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

第3編基本計画でございます。

こちらは、大和町第5次総合計画の施策体系を表しました図でございます。図の左手に町の将来像、その右手に将来像を支える3つの基本方針をお示しし、この部分までが先ほどご説明いたしました基本構想となるものでございます。

次に、基本構想の実現に向けまして取り組む施策を基本方針ごとに6つから7つの分野に分け、19の分野別施策とし、その右手には10年間で特に力を入れて取り組む施策を重点プロジェクトとしてございます。

記載されております番号につきましては、27ページをお願いいたします。

基本計画、実施計画は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一元化をいたしますことから総合戦略の4つの基本目標ごとに重点プロジェクトを位置づけております。こ

の部分までが基本計画となるものでございます。

28、29ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、分野別施策と、SDGs達成に向けた取組との関係性を示したものでございます。

続きまして、30ページから51ページまでにつきましては、19の分野別施策ごとに基本目標及び主要施策を記載しておるものでございます。

続きまして52ページから55ページまでにつきましては、重点プロジェクトにかかりますまち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標ごとに数値、指標、基本的方向を記載しておるものでございます。

説明につきましては以上でございますが、ご説明いたしました本文はそのままいたしまして、それ以外の写真やイラストの挿入などレイアウトを整えた上で冊子としたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で議案第38号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番千坂裕春君。

11番（千坂裕春君）

ただいま、まちづくり政策課長から説明があったところですが、ちょっと質問させていただきます。

まず、この総合計画、日本全国市町村がある中で、多くの中では平均的にやるような項目が挙げられている中で、やはり大和町では3つのフレームで基本的な特色を持たせたいと言ってる中で、やはり、この本文に入ったときの各項目の優先順位等が明確にされていれば、もっと計画を実行しやすいのかなと感じました。そういった中で、やはり人口フレームが3万人という数字が可視化されている中で、ほかの項目がそういったものにされていないという違和感も感じたところです。

また、各項目の中に、今回SDGsの対象項目挙げられておりますが、そういった事業をやる中で、例えば、どこかと契約するときに、その契約の会社がSDGs的な要旨をきちんとやっているかという判断を職員さんがしなくちゃいけない中で、職員さんのSDGsの習得度はどうだろうかという疑問を感じました。

以上、3点質問させていただきます。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

それでは、千坂裕春議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。この総合計画においての優先順位という項目の中でということでございますが、今回、お示しをさせていただいておりますこの総合計画基本構想、基本計画につきましては、町として捉えた課題とそれから取り組むべき事業ということで、そのトータルでの考え方という形で総合計画として位置づけをさせていただいたということでございます。その中で全体的に、その事業としてトータルに取り組んでいくというような考え方をお示しさせていただいたものです。

2点目の3万人ということで、この数字だけが強調という表現ですが、そちらにつきましては、町として、このまち・ひと・しごと創生総合戦略と併せた中で、これから10年間で開発等を進めた中で将来人口に向けた人口定住策、そういったものを意識しながら3万人というような形の計画を規定させていただいたというところでございます。

次に、3点目のSDGsにつきましては、今回総合計画の中で取り組むべき事業ということで位置づけをさせていただいた分野別施策と関連づけて表記をさせていただいております。こちらについては、SDGsということで世界的に今位置づけされてございますが、その研修については、庁内の中では、今現在総務課等も含めて研修を始まった段階という中で、みんなでこの意識をつけながら、この総合計画を回していくためにSDGsの皆さんで研修をして、それで進めていきたいと考えてございますので、この意識をつけながら、今現在は勉強をしながら、その取組に励んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。10番渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

1点だけ、お尋ねをします。

第4次総合計画は15年の計画で、2年前倒しで13年と。今度は、第5次については10年という計画なんです、その点、10年になさったその最大の理由を1つだけでもお答えいただければと思います。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

渡辺良雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のとおり第4次総合計画につきましては、15年というような形で計画づけをさせていただきました。その中で、こちらの計画の策定の趣旨の中でもご説明をさせていただいたところでございますが、世の中の流れとしまして、かなりのスピードで時代の流れが変わってきているというところがございまして、そういったところをトータルでこの町の総合計画として対応していきたいという中で、2年前倒しをさせていただいて、この計画を策定するという形になりました。また、事業期間につきましては、10年というのは、町の長期計画としましては、今までは15年ということでしたが、その2年前倒しをしたという形もございますので、10年間という形で、それ以外の長期計画というのはなかなかございませんので、まずは10年、それを5年区切りというような形で策定をさせていただいて、より皆様にサービスできるような形の事業計画としたいということで、こういった計画スパンとさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。9番今野善行君。

9番（今野善行君）

まず1点ですね。この長期計画なんですけれども、先ほどちょっとあったんですが、各基本目標の中で、いわゆる実施に当たってこの数値目標、そういうものはどの段階で出てくるのか。あるいはその計画段階とか目標としている部分が、どの段階で示されるのかということが一つですね。

それから、先ほどもSDGsについてお話があったんですが、やっぱりこれも、こ

れからが研修という話もあったんですけども、ちょっと遅いんじゃないかなと。もう、あれは実際に入っていく段階でありますから、このSDGsというのは結構範囲が広いし項目も結構多いんですね。だから、その中で取り組んだこと、結果に対して、SDGsのこれこの部分ですよとくっつけていくんじゃないかと、やっぱりSDGsに対する意識を先に持って、それを計画達成のためにどういう形で進めていくのかという部分が欲しいなと思うんですが、その辺、今後の考え方になるかと思うんですけども、お願いします。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

それでは今野善行議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。この基本構想、基本計画を策定させていただきまして、新たに具体になる事業実施計画となるものでございます。今回、この説明をさせていただきますまして、こちらの計画についてご可決を賜った中で、今後具体的に今進めておるところでございますので、この、いわゆる冊子版となる時期と合わせながら、その実施計画についてもお示しをできればとは考えて今整理をしておるところでございます。

2点目でございます。先ほどのご質問でご回答させていただいた中で、SDGsの位置づけをしながら研修をとということで、タイミング的にはおっしゃるとおりかとは思いますが、今、総務課と合わせて職員研修等を行いながら、この位置づけについての勉強をとということで具体的にその辺の取組の内容について研修をしながら、より熟度を高めていきたいと考えてございます。そういったところの意識づけを、今後新たに職員の皆さんと協議していきたいなと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第39号 町道路線の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第14、議案第39号 町道路線の認定についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

それでは議案書78ページをお願いいたします。

議案第39号 町道路線の認定についてであります。

下記路線の町道認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、整理番号1番、路線名、石神沢西線、起点、大和町吉岡字石神沢27番10、終点、大和町吉岡字石神沢27番2でございます。

整理番号2番、路線名、古館西線、起点、大和町吉岡字古館63番8、終点、大和町吉岡字古館81番1でございます。

詳細につきましては、議案説明資料、議案第39号関係にてご説明いたします。

それでは、資料のご準備をお願いいたします。

資料1ページをお願いいたします。町道の認定調書でございます。

整理番号1番、石神沢西線。起点、終点は記載のとおりでございます。延長72.3メートル、幅員6.0から13.0メートル、開発関連といたしまして整備された路線でございます。

続きまして、整理番号2番、古館西線。起点、終点は記載のとおりでございます。延長110.5メートル、幅員6.0から8.0メートル、開発関連といたしまして整備された路線でございます。

認定路線につきましては、資料2ページの図面により説明させていただきます。

資料2ページをお願いいたします。図面の上段、赤枠の部分でございます。

整理番号1番、町道石神沢西線でございます。

名称につきましては、当路線が字名の西側区域に位置しておりますことから、石神沢西線としまして、起点を大和町吉岡字石神沢27番10、国道457号線といたしまして、終点を大和町吉岡字石神沢27番2、村道大瓜南側線までの延長72.3メートル、幅員6.0メートルから13.0メートルであります。当路線につきましては、住宅地開発行為によりまして整備されたものでございまして、町道認定基準第2条第1項7号、起点が公道にあり5戸以上を結ぶ路線に適合するものとなりましたことから今回認定をお願いするものでございます。

続きまして、図面の下段、赤枠でございます。

整理番号2番、町道古館西線でございます。

名称につきましては、当路線が字名の西側区域に位置しておりますことから、古館西線としております。起点を大和町吉岡字古館63番8、町道長丁線といたしまして、終点を大和町吉岡字古館81番1までの延長110.5メートル、幅員6.0メートルから8.0メートルでございます。本路線も、住宅地開発行為によりまして整備されたものでございます。こちらにつきましても、町道認定基準第2条第1項7号、起点が公道にあり5戸以上を結ぶ路線に適合するものとなりましたことから今回認定をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で、議案第39号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第40号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第15、議案第40号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、追加提案として準備いたしました議案書1ページをお願いします。

議案第40号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

昨年8月、人事院勧告におきまして、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げることにされておりましたが、政府におきましては、国家公務員の給与改定につきましては、コロナ禍の異例の状況下で、国政全般、特に経済対策等の取組との関連を考慮して検討した結果、令和3年度の引下げに相当する額は令和4年6月の期末手当から減額することとされ、現在、国家公務員の一般職の給与に関する法律の改正が国会で審議、衆議院では3月10日に可決され、現在、参議院で審議中でございます。

今回の条例改正に当たりましては、本庁職員の給与におきましても国家公務員の給与改定に準じ、同様の改正を行うものでございます。改正の内容は、本則の改正では、6月、12月、それぞれ1回当たりの支給率を0.075、年間で0.15引下げすることといたし、附則におきましては、令和3年12月支給の期末手当が令和3年の人事院勧告どおりに改定した場合と同様の結果となるよう、令和3年12月に支給された期末手当額から、その支給額に引下げの0.15を乗じて得た額を令和4年6月支給の期末手当の額から減ずることといたしたものでございます。

それでは、議案書の対照表をごらんください。

第22条第2項の改正では、6月、12月の期末手当の支給にあつて、基礎額に100分の127.5を乗じることといたしていたものを、100分の7.5引下げ、100分の120とするものでございます。

同条第3項の改正は、再任用の支給率を一般の職員の支給率と読替えて計算するもので、100分の72.5から100分の5を引下げまして100分の67.5とするものでございます。

附則でございます。

第1条は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2条は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しているもので、本年6月に支給する期末手当につきましては、本則の改正により算定される期末手当の額、ここでは基準額としております。基準額から令和3年12月に支給された期末手当額から、その支給額に引下げの割合を乗じていた額、ここでは調整額としております。調整額を減じた額とするものでございます。

2ページをお願いします。

引下げの割合につきましては、第1号では、再任用職員、任期付職員以外の職員については127.5分の15、第2号では、再任用職員、任期付職員について72.5分の10とすることを規定しているものでございます。

また、第2条では職員の給与に関する条例を準用することとしております。会計年度任用職員につきましても、同様の取扱いをすることと規定しております。

最後に、第3条につきましては規則への委任規定でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（高平聡雄君）

以上で、議案第40号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第41号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第16、議案第41号 大和町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

それでは、続きまして議案書3ページをお願いします。

議案第41号 大和町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。国の特別職の職員、内閣総理大臣などの期末手当につきましても一般職の職員と同様の改正を行う必要があります、国におきましても、特別職の職員の給与に関する法律の改正が一般職と同様、国会で審議されております。本町の常勤の特別職、町長、副町長、教育長におきましても国に準じ、年間で0.1月分引き下げる改定、年間3.35月を3.25月に改正するものでございます。

それでは、対照表をご覧ください。

第3条第4項の改正では、6月、12月の期末手当の支給にあつては、基礎額に100分の167.5を乗じることとしていたものを100分の5引下げ、100分の162.5とするものでございます。

附則でございます。

第1条は施行期日として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2条は、一般職の職員と同様、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、令和3年12月支給の期末手当が、令和3年の人事院勧告どおりに改定した場合と同様の結果となるよう規定しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

議案第41号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第42号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第17、議案第42号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、議案書4ページをお願いいたします。

議案第42号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例改正も、国の一般職の公務員、特別職の法改正に準じ改正するものでございます。内容といたしましては、令和2年の人事院勧告による期末手当の支給率の引下げ分0.05月分につきましては、その改正を見送ってございましたこともあり、今回の改正で0.05を引下げ、そして、令和3年分の人事院勧告の引下げ0.1分。合わせまして、年間0.15月分、3.4月分から3.25月に引下げを行う体制でございます。

それでは、対照表第6条第3項の改正では、6月、12月の期末手当の支給にあつては、基礎額に100分の170を乗じることといたしていたものを100分の7.5引下げ、100分の162.5とするものでございます。

附則でございます。

施行期日として第1条、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2条は、一般職、常勤の特別職の職員と同様に、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、令和3年12月支給の期末手当が令和3年の人事院勧告どおり0.1月分引下げられる改定をした場合と同様の金額となるよう規定しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

以上で、議案第42号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第43号 大和町環境基本条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第18、議案第43号 大和町環境基本条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、続きまして議案書5ページをお願いいたします。

議案第43号 大和町環境基本条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、令和3年12月定例会議でご審議、可決いただきました大和町課設置条例の一部を改正する条例におきまして、現在、まちづくり政策課が所管しております環境政策に関することにつきましては、令和4年4月1日から町民生活課の所管とし環境行政の一元管理を進めることといたしております。この環境基本条例に関しましての環境政策の一部でございまして、町民生活課担当となるものでございます。本条例の中で、環境審議会に関する部分として第30条から第35条まで規定しております。各種審議会におきましては、条例でその庶務を担当する課の名称を規定しておりまして、環境審議会の庶務におきましての改正する必要があるものでございます。

それでは、対照表をご覧ください。

改正部分につきましては、第35条の中で環境審議会の庶務につきまして、まちづくり政策課という部分について町民生活課に改めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、議案第43号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第44号 大和町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第19、議案第44号 大和町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

それでは、続きまして議案書6ページをお願いいたします。

議案第44号 大和町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

大和町ふるさと寄附条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、大和町第5次総合計画の策定に伴いまして、本条例に基づき寄附を頂きました寄附金の使用に係ります事業の区分を、大和町第5次総合計画の基本方針に対応する事業とするため改正を行うものでございます。

改正前改正後の対照表をご覧いただきたいと存じます。

第2条第1項の第4次を第5次に、同項第1号「自然豊かでひとと産業が元気な」を「豊かな自然を活かし人と人をつなぐにぎわいの」に、同項第2号「子供や高齢者に優しい安心な」を「一人ひとりが健やかに育ち暮らせる」に、同項第3号「安全で快適な生活のある便利な」を「みんなでつくる安全に住みつづけられる」に、おのおの改めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、議案第44号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

1点お尋ねをします。

第4次から第5次総計へということでした了解はするんですが、これ逆に言うとどの分野なのか言葉だけだとちょっと分からない部分があると思うんですよね。という意味では、基本方針に沿って、1番目だと産業・自然・環境ですか、2番目だと子育て・保健福祉・教育、3番目で防災・定住・協働と、こういうふうに基本方針をされているんですが、かえってそちらを載せたほうが分野別に寄附ができて、返礼品をとという方もいらっしゃると思うんですが、例えばこういう理念に賛同してくれる方も寄附されると思うんですよね。そういう議論があったのかどうか、まずお尋ねします。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

馬場良勝議員の質問にお答えをします。

今回の条例改正につきまして、この第5次総合計画で策定をいたしました基本方針、こちらにつきましては分野ごとにお示しをさせていただいておりますが、基本方針のメインとなるものにつきましては、この分野というよりも、例を申しますと、この産業・自然・環境につきましては、豊かな自然を活かし人と人をつなぐにぎわいのまちづくりというような形の趣旨の下、施策を展開していくというような形で基本計画に結びつけていくという形になってございますので、この条例につきましても、この方針を基にお示しをさせていただいておりますというところでございまして、その表現に、この5次の基本方針を当てながらお示しをしたというところでございます。

以上でございます。

議長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7番 （馬場良勝君）

2番目でいうと、逆に以前だと子供や高齢者に優しいという、ちゃんと明確に分かる部分があるかと思うんですけども、であるならば、今変えろとは言いませんが、基本方針の中身があるじゃないですか。今、課長おっしゃったね。それを載せたほうが、寄附する方がどこの分野に寄附したいのかというのが分かりやすいんじゃないかという質問をしてるんですが、いかがですか。

議長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

馬場議員の再質問にお答えをさせていただきます。

こちらの今現在上程をさせていただきましたこの条例につきましては、基本方針そのまま載せさせていただいておりますが、ふるさと寄附を募る町のホームページ上におきましては、今おっしゃったような、よりもう少し詳細なお示しをさせていただいて、その上で皆様から全国の方々から町のこの事業に対する賛同を得るような形でのお示しはさせていただいておりますので、そちらもPRしながら進めていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

暫時休憩します。再開は午後5時5分とします。

午後4時54分 休憩

午後5時03分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20「議案第45号 令和3年度大和町一般会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第20、議案第45号 令和3年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、議案書の7ページをお願いいたします。併せまして、別冊の令和3年度

大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書第13号につきましてもお手元にご準備をお願いいたします。

議案第45号 令和3年度大和町一般会計補正予算（第13号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3,355万円を追加いたしまして、予算総額を147億4,070万2,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条繰越明許費の補正は追加でありまして、第2表繰越明許費補正によるものであります。

それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は追加でありまして、4年度へ繰越しして執行する見込みのある事業について記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。

事業につきましては、3款2項子育て支援、子育て世帯への臨時特別給付金でございます。本年3月末に出生となりました場合、出生届の届出期限の関係上、給付金の申請等が4月1日以降になりますことから、その対応といたしまして4年度に30件を見込みまして記載の金額を措置するものであります。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整でありまして3,355万円を繰り入れるものであります。

歳入は以上でございます。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、歳出でございます。

9款1項2目事務局費は、去る3月2日に開催されました3月定例会議におきまして、ご審議、ご可決を賜りました議案第25号の解決金の額を定め和解することについてに関する補正をお願いするものでございます。

12節は、損害賠償請求訴訟に伴う顧問弁護士への業務委託料495万円の追加をお願いするものでございます。

21節は、和解の解決金として原告側に支払う賠償金2,860万円の追加をお願いする
ものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、議案第45号の説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

加害者の行為は決して許されるものでもないし、被害者が、その際、労務災害申請
を出そうとしたときに、当時の校長、教育長がそれを遅らせる行為に至ったことは、
甚だ責任が重いという感じがします。そういった中で、そういった責任が町民の税金
に行ってしまうというのは、なかなか残念な気がしてなりません。そういった中で、
以前、同じ和解金の議案のときに、顧問弁護士の話で重大な過失、故意性が認められ
ないのでという話があったんですけれども、町として当初から傷害賠償を当事者に求
めるという考えがなかったのかどうかお聞かせください。

また、こういった事案が町長はどの時点で把握されたのか、お尋ねします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

千坂裕春議員のご質問にお答えいたします。

今回、町のほうでこの賠償金を支払う経緯といたしまして、町の執行部の内部でも、
加害者もしくはその当時の関係者の方々に請求はできないものなのかというようなこ
とで、いろいろその辺は顧問弁護士とも相談をさせていただきました。ただ今回のケ
ースの場合ですと、法律上は加害公務員に対して求償請求をするための規定はござい
ますが、重大な過失まであったかというところが一番今回の認定は難しいところであ
るということございまして、今回このようなケースについては、ほかの、全国でも
こういったケースがございまして、その辺の判例とかその辺も含めまして総合的な判
断で、これは、求償はできる法律になってるんですけれども、その重大な過失まで果
たしてそれを認定することができるかというのは正直難しいところもあるというよう

な顧問弁護士の見解でございましたので、町のほうでは、顧問弁護士の指導の下にこれは請求をしない方向で考えたものでございます。

以上でございます。

あと、もう1点なんですが、今回、この賠償金を町のほうで、その分は支払うというようなことが、その辺がいつの時点で確認というのはされたのかというようなことでございますけれども、今回その訴訟が起こされて……（「議長、すみません」の声あり）

議長（高平聡雄君）

答弁終わってから。

教育総務課長（文屋隆義君）

審理を令和2年11月17日から、第1回の口頭弁論からずっと第9回の弁論準備の手続まで進める中で、裁判所のほうから和解を含めたその解決の方向性、その辺について協議がなされた段階ですので、令和3年7月20日辺り頃からそういったことがまず確認をされたというようなことでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

11番千坂裕春君。

11番（千坂裕春君）

町長は、教職員、もちろん教育長の任命もある中で、こういった教職員のトラブルというか、もめごとをいつ把握したかということをお尋ねしたんですけれども。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

すみません。今の質問なんですが、教育長がいつ把握されたかというのは……（「だから、町長が把握した時期」の声あり）暴力面に係る件ですよ。それにつき

ましては、当時、その暴力があった段階で、そちらについては教育長のほうから町長には報告をいたしております。

議 長 (高平聡雄君)

10番渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

1点お尋ねをします。

ここで和解ということですがけれども、町民の皆さんも心配なさってる方はいらっしゃると思います。町のほうはこれで結審したわけですがけれども、町民の皆さんにどのようにお知らせをなさるのかですね。その辺のところを、住民周知という点でどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

議 長 (高平聡雄君)

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 (文屋隆義君)

渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

この住民への今回の周知につきましては、今後どのような周知をしたらいいか、ちょっと執行部のほうで検討させていただきたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

ほかに。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第46号 令和4年度大和町一般会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第21、議案第46号 令和4年度大和町一般会計補正予算を議題とします。
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、議案書の10ページをお願いいたします。併せまして、別冊の令和4年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書第1号につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

議案第46号 令和4年度大和町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ5,580万9,000円を追加いたしまして予算総額を124億5,580万9,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整でありまして5,580万9,000円を繰り入れるものであります。

歳入は以上でございます。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

続きまして、歳出でございます。

6款1項2目商工振興費。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対しまして町独自の支援を行うものでございます。

11節手数料につきましては、事業安定化補助金、振込手数料、同じくデータ送信セットアップ手数料でございます。

18節補助金は、事業安定化補助金としまして事業所400件分でございます。

歳出につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、議案第46号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第22、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第1号でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、佐藤芳宏氏でございます。

議案説明資料をご覧いただきたいと思えます。

佐藤芳宏さんの学歴、職歴等につきましては、ご覧いただいているとおりでございます。選任の理由といたしましては、令和4年3月24日に任期満了を迎えるための再任でございまして、今回議会の同意を求めるものでございます。

佐藤氏につきましては、高校を卒業後、大蔵省財務省に奉職をされまして、それぞれの監査官等を歴任され、退職後は大和町の入札監視委員会委員に委嘱されるなど、その豊富な知識と経験は職務遂行に当たって公正公平なる審査をいただけるものと考えまして、固定資産評価審査委員会委員として選任するものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、同意第1号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、7番馬場良勝君及び8番千坂博行君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状はありますか。

立会人より異常なしとの報告がありましたので、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番馬場良勝君及び8番千坂博行君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票。

有効投票 17票。

無効投票 ゼロ。

有効投票のうち

賛 成 17票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第23「委発第1号 大和町議会政務活動費の交付に関する条例の一部
を改正する条例」

日程第24「委発第2号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則」

議 長 （高平聡雄君）

日程第23、委発第1号 大和町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例から日程第24、委発第2号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長大須賀 啓君。

議会運営委員会委員長 （大須賀 啓君）

それでは、ただいま議案となっております委発第1号 大和町議会議員政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例及び委発第2号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則について、議会運営委員会を代表して提案理由及び改正内容を説明

いたします。

お手元の議案書委発第1号をお開き願います。

大和町議会議員政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び大和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出理由であります。現在、国が進めているテレワーク等の推進、デジタル時代に向けた規制制度の見直しとして、各種申請手続などにおける法令等の根拠に基づかない押印などを廃止するものであります。

なお、議案提出の根拠、法令及び提出理由については委発第2号とも同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、改正内容を説明いたしますので、2ページの新旧対照表をご覧くださいます。

下線部分が改正点となります。様式、政務活動費に係る収支報告について、及び、次に3ページの政務活動費収支報告書、それぞれの代表者名及び氏名の「印」部分を削除するものであります。

次に、5ページをお開き願います。

大和町議会会議規則の一部を改正する規則であります。

新旧対照表の改正後の第89条の文中の押印部分を削除し、文言の整理をするものであります。

附則として、条例及び規則とも令和4年4月1日から施行するものであります。

以上が、改正内容でございます。ご可決賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

会議に付された事件は1事件1処理の原則により、討論及び採決につきましては議案ごとに行います。

委発第1号 大和町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

委発第2号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則について、討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25「委発第3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を
求める意見書」

議長（高平聡雄君）

日程第25、委発第3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務常任委員会委員長堀籠日出子さん。

総務常任委員会委員長（堀籠日出子君）

それでは、資料をお開き願います。

委発第3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書につきましてご説明させていただきます。

今回の意見書につきましては、海事振興連盟会長衛藤征士郎ほか17名の国会議員から提出依頼のあったもので、地方自治法第109条第6条及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたすものでございます。

国民の祝日「海の日」は、平成15年以降、7月の第3月曜日となっておりますが、歴史的、文化的及び経済、社会的な関わり、並びに「海の日」の制定の歴史的経緯等

を踏まえまして、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望するものでございます。

なお、意見書の内容につきましては次ページのとおりでありますので、内閣総理大臣宛てに提出するものでございます。

「海の日」は、明治9年に明治天皇の東北地方巡幸の際、7月20日に横浜港に無事入港されたことに由来し、昭和16年に制定された海の記念日や平成8年7月20日に国連海洋法条約が我が国において発効した日であり、平成19年7月20日には海洋基本法が施行された日でもあります。

つきましては、「海の日」制定の歴史的な経緯等を踏まえ、7月20日に固定化することにより、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも本意見書をご可決賜り、地方自治法第99条の規定に基づき、内閣総理大臣宛てに提出するものでございます。

議員各位におかれましては、本提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、議案提案の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま意見書が可決されましたが、その字句その他の整理を要するものについては、議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、その整理については議長に委任することに決定いたしました。

日程第26「委発第4号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議」

議長（高平聡雄君）

日程第26、委発第4号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長大須賀 啓君。

議会運営委員会委員長（大須賀 啓君）

それでは、ただいま議案となっております委発第4号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について、議会運営委員会を代表して提案理由及び改正内容を説明いたします。

お手元の議案書委発第4号をお開き願います。

表記決議案を別紙のとおり、大和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出理由であります、ロシアに対し、ウクライナへの侵略、軍事侵攻の即時撤収、国際法の遵守を求めるとともに、政府に対し、国際社会と緊密に連携しつつ毅然とした態度でロシアに対して制裁処置の徹底、さらに即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるものであります。

それでは、裏面をお開き願います。

この決議については先般の全員協議会で協議をしていただき、ご指摘のあった侵攻と侵略の使い方を精査しておりますので、皆様のご理解をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、可決後は、本決議文を内閣総理大臣ほか関係閣僚に提出することをご承諾願います。よろしく願います。

議長（高平聡雄君）

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま決議が可決されましたが、決議文提出の際の字句その他の整理を要するものについては、議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、その整理については議長に委任することに決定いたしました。

なお、本決議に当たり、ロシアの軍事侵攻に苦しむウクライナ国民の人道支援として、本町議会から支援金を在日ウクライナ大使館に送ることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員皆様からお1人当たり1万円をお預かりし、計18万円を在日ウクライナ大使館に寄附させていただきますので、ご了承をいただきたいと思ひます。

日程第27「議員派遣について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第27、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第129条の第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することについて、ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和4年大和町議会3月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時48分 閉 会